

平成 24 年 7 月 5 日

東京電力の対応に問題のある事例の公表にあたっての総括委員会所見

原子力損害賠償紛争解決センター
総括委員会

委員長 大 谷 禎 男

委員 鈴 木 五十三

委員 山 本 和 彦

原子力損害賠償の実現に和解仲介手続を利用することについて、起草者の一人であった我妻榮博士は、「集団的に和解が成立する場合が多いただろう、そして、そういくことがなめらかにいくだろう」と説明した。賠償が、迅速かつ適正に実現されるためには、和解仲介という手続の特徴を十分に活用することが求められる。その主旨は、仲介による紛争解決の基礎である、当事者の合意という要因を重視し、手続の弾力性・柔軟性を発揮することにより、迅速性を確保するとともに、賠償法理・判決予測等を勘案しての合理的で適正な解決を目指すことにある。

このためには、仲介委員の中立・公正な立場からの柔軟な対応が求められるだけでなく、仲介手続に参加する当事者・その代理人においても、手続の進行の迅速性合理性を確保することが当事者にとっての共通の利益であるとの認識が共有され、そのための工夫が払われることが必要である。和解仲介手続を円滑そして効率的に進行させるための問題解決型の協力的志向が求められる。勿論、当事者間には、利害が対立する論点が存在している。和解仲介手続が有効に機能するには、この利害対立の存在を参加当事者が共通の認識とした上で、この点に関する仲介委員による合理的な和解案提案を受けるまでの一連の手続の進行が「なめらかに」行われることが最も望ましい。

これに対し、論点整理を志向しないようなあるいは仲介委員による提案を避けることを目的とするような手続遂行は、和解仲介による迅速・適正な賠償実現を目的とする本センターの仲介手続においては本来的になじまないものであることが理解される必要がある。

このたび公表する和解案を含む仲介手続の審理経過は、賠償義務者である東京電力の手続遂行態度が、和解仲介手続の志向に沿わず、被災者に対する適切な賠償実現を遅延させる結果をもたらすこととなった事例である。

本センターは、仲介業務開始から 10 か月を経たが、当初は、手続参加者の間に、仲介手続を訴訟手続になぞらえて理解し当事者対立構造を念頭において手続を遂行する姿勢がみられた。この姿勢は、現在でも完全には改められては

おらず、仲介手続の進行に関する上述した基本的視点が広く理解されるための努力が現在進行中であるというのが実情である。今回の公表も、申立事案の担当者の個々の行為が非難されるべきという観点からではなく、むしろ仲介手続についての理解の不十分さに基づく実務態度から結果したものであるとの観点から理解されることが、今後の仲介手続の発展において有益であろう。このような実務態度を改める努力は、単一の賠償義務者として、全申立案件について組織的対処が可能な立場にある東京電力において、特に、自覚と実行が求められる。それこそが、未曾有の原子力災害をもたらした東京電力の企業としての社会的責任を果たす所以と解される。

なお、これを機会に、本センターの仲介手続のより有効な活用のために、東京電力・被災者の代理人を含めた関係者全体に対して、和解仲介手続遂行の基本的在り方についての一層の理解と協力を重ねて訴える次第である。

以上